

## 資料 4

### 第 4 回諮問会議以降にいただいた主なご指摘

令和 6 年 11 月 26 日  
内閣府

第 4 回諮問会議以降、事務局として各委員に個別に意見交換を実施した際にいただいた主な指摘は、下記のとおり。

#### 1 情報指定

- ・ 事業者から提供された情報を何らかの形で加工して生成された重要経済安保情報は、提供された元の情報とは別物であることについて、誤解を生じさせないように周知する必要がある。
- ・ 重要経済基盤保護情報に該当する事項については、第 4 回の諮問会議の資料に記載されているとおり、基本的に行政機関が実施する措置に関するものや行政機関が保有する情報であることを明記すべき。
- ・ 情報の指定は行政機関ごとに判断するため、定型性の高いものや各行政機関に固有の問題に基づくようなことがある場合には、行政機関ごとにガイドラインを策定することもあり得るのではないか。

#### 2 適性評価

##### (1) 全般

- ・ 最終的な適性評価の判断は、行政機関の裁量的判断に委ねられているところ、行政機関ごとに判断の不合理・不適切なばらつきがあることは望ましくない。政府としての運用に当たっては、整合的又はある程度統一感を持った運用がなされるよう、留意することが必要。

##### (2) 事業者の名簿記載にあたっての留意事項

- ・ 事業者において評価対象者を名簿に掲載するにあたって、対象者本人に意向確認の際に、告知する側と告知される側の双方の証跡を残すべき。
- ・ 事業者による意向確認の際に、政府として定めていくフォーマット以外に事業者独自で追加する内容について、それが適正な内容であるかどうかを問題とするのではないかと。何を追加してよく、何を追加してはいけないのかを判断できるように記載いただきたい。

##### (3) 「見込まれる者」

- ・ 「重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者」の「見込まれる」の中には、求職者も含まれるのか。求職者に対する適性評価は、「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議による最終とりまとめ」に、被雇用者の不利益取扱いを未然に防ぐ運用の在り方に関する言及があるとおり、しかるべき手続きや条件を満たせばクリアランスを保有する予備人員の確保にも資するため、これを可能と

できるよう検討していただきたい。

- ・ 「見込まれる」者に求職者を含めることについては、国内の労働市場の不安定化及び公正な採用選考の阻害に繋がるのではないか。
- ・ 新卒者や中途求職者が不安定な立場に置かれられないための方策について検討し、運用基準やガイドラインで記載しておくことが必要ではないか。また、新卒者や中途求職者の採用を予定している事業者に対しても留意を促すような仕組みを検討いただきたい。
- ・ 採用前の適性評価については、新卒者、中途求職者を分けて議論する必要はなく、採用前の求職者も含まれるということで十分ではないか。特にサイバーなどの分野においては、新卒者であっても相当な知識を持った方が含まれることも十分あり得るため、基本的には新卒者、中途求職者という区別はしない方が良いのではないか。
- ・ 「見込まれる」者には、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う具体的な蓋然性が認められる状況を含むとされているが、一定の予備人員を確保するための目的であれば、この「具体的な蓋然性」を満たさないのではないか。
- ・ 「見込まれる」者をあまり広くとらえると、目的外利用に該当する可能性がある。

#### (4) 調査・評価

- ・ 公務所又は公私の団体に対する照会について、公私の団体に対する照会について「報告を求める」というのはやや権力的なニュアンスを含むため、「必要な情報の提供を求める」くらいの表現の方が理解は得られやすいのではないか。
- ・ 適性評価の調査について、妥当性を欠く深追いは避けるべき。深追いすると、それだけ必要でない情報に触れる可能性があることに留意が必要。
- ・ 適性評価の視点について、「働き掛けを受けた場合に影響を排除できずに重要経済安保情報を漏えいするおそれ」とあるのは、調査対象者本人の資質の問題なのか、職場環境も含めてのことなのか不明瞭に感じる。

#### (5) 結果通知までの期間

- ・ 結果の通知までの期間について、実績が蓄積しないと標準的な処理期間が明確にならないことは理解するが、いたずらに時間をかけないといった考え方を示すべき。今後、標準処理期間を何らかの形で示すことをご検討いただきたい。

#### (6) 目的外利用の禁止

- ・ 民間の国際共同プロジェクト等において、適合事業者が同組織に所属しているクリアランス保有者の人数を伝達することが目的外利用に該当するということになる、事業者側の使い勝手が悪い制度になってしまうのではないか。

#### (7) 個人情報の取扱い

- ・ 質問票の記載内容を適性評価対象者の上司等が確認することがないように、「上司等に記載内容を見せてはいけません」といった注意事項を記載すべき。
- ・ 同意の取下げにより適性評価を中止する場合、提出した個人情報は返してもらえないものだというのが評価を受ける側の一般的な心情であると思う。苦情申し立てに備えるために保管する必要があるということであれば、返却しない旨を

明示しておく必要がある。

- ・ 適性評価の結果について、「対象者が望まなければ認められなかった理由は通知しない」とされているが、理由の通知を求めない旨を申し出た場合であっても、結果を通知する際に、再度、理由の通知を望むか否かを確認するようにしていただきたい。
- ・ 適性評価対象者の事情変更において、第三者から間接的にもたらされる情報の扱いについては、可能な限り、本人に真偽を確認する必要がある旨を記載していただきたい。

#### (8) 派遣労働者

- ・ 適性評価の対象者に派遣労働者が含まれる点について、派遣労働者は雇用主と指揮命令系統が異なるため、責任の所在を明確化していく必要がある。

### 3 適合事業者

#### (1) 事業者の選定

- ・ 適合事業者への事前の情報提供は、一種の信義則あるいは信義衡平の原則として信頼関係が構築される端緒となり、契約締結前のやりとりの段階から一つの法的な関係が始まっている点については十分に留意すべき。

#### (2) 適合事業者の認定

- ・ 適合事業者の事情変更について、公開会社の場合は議決権保有割合が常に変わるため、事業者に過度な負担にならないような対応を検討していただきたい。
- ・ 適合事業者の株主の議決権保有割合の変更について、それぞれの数字が閾値として設定されている理由、基幹インフラ制度と異なる数値となっている理由について明確にしておくことが必要。
- ・ 議決権保有割合の情報を取得するタイミングについて、申請の日の前2月以内の日という制限がかかると事業者側は実務上困難が伴うため、基幹インフラ制度と同様に余裕を持たせた運用にしていきたい。
- ・ 施設整備は事業者にとって非常に重要な点である。例えば、小規模な事業者が自社のみでは条件を満たせない場合には親会社や委託元の会社が施設設備を用意すればよいといったことがガイドライン等で明示されると、事業者側の判断に役立つ。

#### (3) 契約

- ・ 適合事業者との契約についても雛形や考え方を示すことが必要。
- ・ 適合事業者との契約事項の中に、適性評価結果の目的外利用の禁止を担保する措置として契約解除があり得る旨及び秘密管理区画の労働安全衛生の確保についても盛り込んでいただきたい。

#### (4) 支援

- ・ 適合事業者において必要な保護措置をとるときの費用負担と調達価格との関係についてはケースバイケースであることは理解できるが、公共契約ということでは一定の方針があるのであれば運用基準マターであるともいえるのではないかと

- ・ 中小企業が調達における行政機関の求めに応じて重要経済安保情報を取り扱うために必要な設備を導入し、従業員がクリアランスを取得する場合には、これらを調達価格に反映する必要があることや、行政機関においては適切な支援の判断をしなければならないことをガイドラインに記載していただきたい。

#### (5) 労使のコミュニケーション

- ・ 制度の円滑な運用のために労使とのコミュニケーションを図ることやその重要性について運用基準に盛り込んでいただきたい。
- ・ 労使間のコミュニケーションは重要だが、運用基準の対象は行政機関であるため、運用基準ではなくガイドラインに記載するのが適当ではないか。

## 4 その他

### (1) 総論

- ・ 今回の運用基準は個別性と画一性の両方に留意する必要があるとあり、本法の独自の特性にも留意すべきである。
- ・ 法律の立て付けでは、本制度の運用の第一次的な責任は行政機関にあるところ、政府全体として統一感あるいは透明性を高めることが求められる。

### (2) ガイドラインなど

- ・ 運用基準とガイドラインで明確な区別があることは理解するが、事業者側は運用基準とガイドラインを一体的に読んだ上で、クリアランス取得の要否や体制整備について判断する。ガイドライン及び Q&A も早めに公表することが、制度の活用に向けた準備を円滑に進める上で非常に重要。

### (3) 施行に向けて

- ・ 世界情勢によっては、重要インフラや物資のサプライチェーンなどに大きな影響が出てくる可能性がある。どのような情報を重要経済安保情報に指定し、事業者に共有していくつもりなのか、リストアップするよう内閣府から各行政機関に促していただきたい。
- ・ 運用基準のパブリックコメントやガイドライン等の情報提供があるにつれて、重要経済安保情報の保護と活用が進んでいくことを期待。報道等でもこれらを詳細に伝えることにより、一段と情報漏えいを防ぎ、制度の前向きな活用の動きが加速していくことを期待。
- ・ 情報の見方によっては、特定秘密制度にも該当し得るような性質のものも多いと思料される。このような場合に、いかに特定秘密とのシームレスな運用をしていくのかが行政機関の役目。

### (4) 処遇について

- ・ 重要経済安保情報を取り扱う者の責務に加え、その責務を全うするために課される負担に報いる処遇の在り方についても記載していただきたい。相応の処遇がなされることは、制度の実効性を担保する面からも必要。

(以上)